

議案第 27 号

八幡浜市職員の給与に関する条例及び市立八幡浜総合病院職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市職員の給与に関する条例及び市立八幡浜総合病院職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

(八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 八幡浜市職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に太枠で囲まれた部分で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第 3 等級別基準職務表 ア (略) イ 医療職給料表 (一) 等級別基準職務表		別表第 3 等級別基準職務表 ア (略) イ 医療職給料表 (一) 等級別基準職務表	
職務の級	職務分類	職務の級	職務分類
1 級	医師又は歯科医師	1 級	医師又は歯科医師
2 級	病院の医長又は高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師若しくは歯科医師	2 級	病院の医長又は高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医師若しくは歯科医師
3 級	病院の副院長、科長又は室長の職務若しくは相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医長	3 級	病院の副院長、科長又は室長の職務若しくは相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医長
4 級	経営管理者、院長	4 級	病院長
ウ・エ (略)		ウ・エ (略)	

(市立八幡浜総合病院職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 2 条 市立八幡浜総合病院職員の旅費に関する条例（平成 17 年条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(準用)</p> <p>第2条 市立八幡浜総合病院職員の旅費に関しては、この条例に定めるもののほか、八幡浜市職員の旅費に関する条例(平成17年条例第50号)を準用する。この場合において、別表第1の準用については、<u>経営管理者</u>、院長及び副院長を1等級相当と、<u>1等級相当とされる者を除いた職員</u>を2等級相当とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第2条 市立八幡浜総合病院職員の旅費に関しては、この条例に定めるもののほか、八幡浜市職員の旅費に関する条例(平成17年条例第50号)を準用する。この場合において、別表第1の準用については、<u> </u>、院長及び副院長を1等級相当と、<u>科長、医長及び医員</u> <u> </u>を2等級相当とする。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

市立八幡浜総合病院に新たな役職として「経営管理者」を新設することに伴い、所要の改正を行うため。